

教えて! 共済さん

医療費通知書ってなに?



医療費控除の申告手続きで、領収証の代わりに医療費通知書が使えるように

医療費通知書の「様式」と「発行回数」が変更になります。



これまで発行していた医療費通知書は医療費控除に使用できませんでしたが、8月上旬頃発行分から対応した様式に変更します(「医療機関名」を新たに記載)。また、発行回数は下表のとおりとなります。

記載される受診月	発行時期
11月・12月・1月・2月・3月・4月	8月上旬頃
5月・6月・7月・8月・9月・10月	2月上旬頃

※今回に限り、8月上旬頃発行分は、平成29年12月~平成30年4月受診分の5カ月分の記載となります。

医療費控除の申告手続きがしやすくなったね!



領収証 & 医療費通知書は
しっかり保管!

領収証は引き続き大切に保管してください。医療費通知書は再発行できませんのでご注意ください。

Q 医療費控除ってなに?

A.ご自身または生計を共にするご家族が1年間(1月1日~12月31日まで)に10万円以上の医療費を支払った場合、所得税が一定額控除される制度です。控除を受けるには、ご自身で確定申告が必要です。

▶詳しい制度等については国税庁のHPをご覧ください

Q 2月上旬に届く通知書に11月・12月受診分の記載がないと申告に間に合わないんだけど...

A.通常、病院から共済組合へ診療報酬明細書(レセプト)が届くのが受診月の2ヵ月後となります。届いたレセプトの確認作業が終了してから医療費通知書を作成すると申告期間中にお届けすることができないため、ご理解願います。



11月・12月受診分は2月上旬頃発行予定の医療費通知書に記載することはできませんので、領収証に基づき「医療費控除の明細書」を作成していただくことになります。